

2. 関連法規調査

2.1. 火葬場の法的な位置づけ

火葬場の設置には、「墓地、埋葬等に関する法律」、「都市計画法」、「建築基準法」において、次のように位置づけられており、各々以下の手続きが必要となる。

- 墓地、埋葬等に関する法律
第 10 条に、「墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とある。墓地、納骨堂又は火葬場の經營の許可（墓地、埋葬等に関する法律）については、市川市長の許可となる。第 11 条には、「都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第 59 条の認可又は承認をもって、前条の許可があつたものとみなす。」とされている。

- 都市計画法
第 11 条 第一項 第七号に、「市場、と畜場又は火葬場」と明記され、都市施設として位置づけられており、設置する場合は、都市計画決定によって施設の種類、名称、位置および区域その他政令で定める事項（火葬場は面積）を定めることと規定されている。

- 建築基準法
第 51 条の「卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置」の中に火葬場が指定されており、「都市計画において位置を決定していなければ、新築し、又は増築をしてはならない。」とされている。
ただし、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とされている。

2.2. 火葬場に関する法律等の整理

本事業の実施にあたり、関連するその他の主な法規制などは以下のとおりとなっている。

| | |
|-----------|--|
| 建築等に関する法律 | 消防法（昭和 23 年法律第 186 号） 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号） 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号） 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第524 号） 水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号） 下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号） エネルギーの使用合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号） 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号） 道路法（昭和 27 年法律第 180 号） |
| 環境に関する法律 | 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号） 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号） 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号） 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号） 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号） 浄化槽法（昭和 58 年法律第 87 号） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号） 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12 年3月） 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号） |
| その他条例など | 千葉県建築基準法施行条例（昭 36 年 千葉県条例第 39 号） 千葉県建築基準法施行細則（昭和 26 年） 千葉県環境基本条例（平成 7 年） 千葉県環境保全条例（平成 7 年） 千葉県福祉のまちづくり条例（平成 8 年 千葉県条例第 1 号） 千葉県屋外広告物条例（昭和 44 年千葉県条例第 5 号） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則 （平成 19 年千葉県規則第 7 号） 市川市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 12 年条例第 48 号） 市川市環境基本条例（平成 10 年条例第 30 号） 市川市環境保全条例（平成 10 年条例第 31 号） 市川市都市景観条例（平成 18 年条例第 23 号） |